独立行政法人労働政策研究・研修機構 第2期中期目標・中期計画、第3期中期目標・中期計画(案)の比較表

> 厚生労働省政策統括官付労政担当参事官室 独立行政法人労働政策研究・研修機構

中期目標(旧) 中期目標(新) 中期計画(旧) 見直し内容

労働政策研究・研修機構中期目標(第2期)

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29 条第1項の規定に基づき、独立行政法人労働政策研 究・研修機構が達成すべき業務運営に関する目標(以 下「中期目標」という。)を次のとおり定める。

平成19年3月9日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

(前文)

急速な少子高齢化の進行に伴う人口減少社会の到 来、労働力人口の減少等、我が国の労働を取り巻く 環境は大きく変化してきている。このような中で、 厚生労働省が時々の課題に対応した労働政策を適切 に企画立案及び推進していくためには、労働政策の 企画立案及びその効果的かつ効率的な推進に資する 質の高い労働政策研究及び労働行政職員研修が確実 に実施されることが必要不可欠である。

独立行政法人労働政策研究・研修機構(以下「機 構」という。)は、このような労働政策研究及び厚│構」という。)は、第2期中期目標期間においては、 生労働省の労働行政職員研修業務を担う独立行政法 人として平成15年10月に発足したが、第1期中期目 標期間においては、独立行政法人労働政策研究・研 修機構法(平成14年法律第169号)第3条にも規定さ│に寄与するという目的の下、業務全般について中期 れているように、労働政策の企画立案及びその効果 的かつ効率的な推進に寄与するという目的の下、業 務運営の効率化に関する取組を含め、業務全般につ いて中期目標及び中期計画に沿った取組を行ってき たところである。

第2期中期目標期間においては、機構に課せられ た当該目的の下、機構が担うべき真に必要な業務に 重点化するとともに当該業務の活性化を図ることに より、より一層厚生労働省の労働政策の企画立案及 | 層厚生労働省の労働政策の企画立案及び推進に資す び推進に資する質の高い労働政策研究及び労働行政 担当職員研修を効果的かつ効率的に実施するものと する。

第1 中期目標の期間

独立行政法人通則法(以下「通則法」という。) 第29条第2項第1号の中期目標の期間は、平成 19年4月から平成24年3月までの5年とする。

労働政策研究・研修機構中期目標(第3期)

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29 |条第1項の規定に基づき、独立行政法人労働政策研 ┃29 条第1項の規定に基づき、平成 19 年3月1日付 ┃29 条第1項の規定に基づき、平成 24 年3月●日付 ┃間終了時における組織・業務 | 究・研修機構が達成すべき業務運営に関する目標(以 | けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政 | 下「中期目標」という。)を次のとおり定める。

平成24年 月 日

厚生労働大臣 小宮山 洋子

(前文)

グローバル化に伴う経済環境や企業行動の変化、 人口減少社会の進展や所得格差の拡大等の社会の変 化など、我が国の労働市場を取り巻く環境は大きく 変化してきている。このような中で、厚生労働省が これらの課題に的確に対応した労働政策を適切に企 画立案及び推進していくためには、労働政策の企画 立案及びその効果的かつ効率的な推進に資する質の 施されることが必要不可欠である。

|法律第169号)第3条にも規定されているように、労 | 行する。 働政策の企画立案及びその効果的かつ効率的な推進 目標及び中期計画に沿った取組を行い、特に業務運 | 営の効率化に関する取組については、数値目標を上 回る取組を行ってきたところである。

第3期中期目標期間においては、機構に課せられ た当該目的の下、国が独立行政法人に実施させるべ き業務に特化し、その質の確保を図りつつ、より一 る労働政策研究及び労働行政担当職員研修を効果的 かつ効率的に実施するものとする。

第1 中期目標の期間

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号、 以下「通則法」という。) 第29条第2項第1号 の中期目標の期間は、平成24年4月から平成29 年3月までの5年とする。

労働政策研究・研修機構中期計画(第2期)

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第 法人労働政策研究・研修機構中期目標(第2期)を│法人労働政策研究・研修機構中期目標(第3期)を 達成するため、同法第30条の規定に基づき、次のと おり、独立行政法人労働政策研究・研修機構中期計│おり、独立行政法人労働政策研究・研修機構中期計 画(第2期)を定める。

平成19年4月1日

独立行政法人労働政策研究・研修機構 理事長 小野 旭

(前文)

独立行政法人労働政策研究・研修機構(以下 「機 構」という。)は、労働政策の企画立案及びその効果 的かつ効率的な推進に寄与するという目的の下、業┃的かつ効率的な推進に寄与するという目的の下、業 務運営の効率化に関する取組を含め、業務全般につ いて中期目標及び中期計画に沿った取組を行ってき┃いて中期目標及び中期計画に沿った取組を行ってき たところである。第2期中期目標期間においては、 機構に課せられた当該目的の下、中期目標に基づき、┃機構に課せられた当該目的の下、中期目標に基づき、 高い労働政策研究及び労働行政職員研修が確実に実 ┃機構が担うべき必要な業務に重点化するとともに当 ┃機構が担うべき必要な業務に重点化するとともに当 |該業務の活性化を図ることにより、より一層厚生労 | 該業務の活性化を図ることにより、より一層厚生労 独立行政法人労働政策研究・研修機構(以下「機┃働省の労働政策の企画立案及び推進に資する質の高┃働省の労働政策の企画立案及び推進に資する質の高 い労働政策研究及び労働行政担当職員研修を効果的 |独立行政法人労働政策研究・研修機構法(平成14年 ┃ かつ効率的に推進する。このため、以下の計画を遂 ┃ かつ効率的に実施する。このため、以下の計画を遂

労働政策研究・研修機構中期計画(第3期)

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第 けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政 達成するため、同法第30条の規定に基づき、次のと 画(第3期)を定める。

平成24年 月 日

独立行政法人労働政策研究 • 研修機構 理事長 山口 浩一郎

(前文)

独立行政法人労働政策研究・研修機構(以下「機 構しという。)は、労働政策の企画立案及びその効果 務運営の効率化に関する取組を含め、業務全般につ たところである。第3期中期目標期間においては、 い労働政策研究及び労働行政担当職員研修を効果的

独立行政法人の中期目標期 全般の見直し内容について (平成23年12月22日付け厚生 労働省発総1222第1号。以下 「見直し内容」という。)

見直し内容 中期目標(旧) 中期目標(新) 中期計画(旧)

第2 業務運営の効率化に関する事項

通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率 化に関する事項は、次のとおりとする。

第2 業務運営の効率化に関する事項

通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率 **めにとるべき措置** 化に関する事項は、次のとおりとする。

1 内部統制の充実・強化

内部統制については、総務省政策評価・独立 行政法人評価委員会からの評価等を踏まえ、更 に充実・強化を図ること。

2 組織運営体制の見直し

- (1) 「独立行政法人の制度・組織の見直しの 基本方針」(平成24年1月20日閣議決定) に基づき、独立行政法人労働安全衛生総合 研究所との統合についての検討を行うこ と。また、「独立行政法人の事務・事業の 見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣 議決定) に基づく労働大学校の国への移管 についても準備を進めること。
- (2) 質の高い労働政策研究の実施のため、専 任職員のいない課を削減するとともに、労 働行政担当職員研修(労働大学校)を国に 移管することに伴い、間接部門の業務量が 削減されることを踏まえ、重複業務の一元 化及び事務処理の一層の効率化を進める ことにより、組織の再編と併せて、職員構 成を含め業務量に見合った運営体制の見 直しを行うこと。

また、調査員は、労働政策研究に資する 内外の労働事情、統計に係る各種データ等 の継続的収集・整理を行うものとし、調査 員の専門性に応じて、第3の1の(1)イ からハまでに掲げる労働政策研究につい ても研究員と連携すること。こうした調査 員が行う業務については、その意義を一層 明確にする観点から、調査員の位置付けを 改めて検証し、必要性の乏しい業務は廃止 するとともに、外部委託や非常勤職員を最 大限活用した徹底的な業務の見直しを行 い、調査員の担う業務は真に必要なものに 厳選し、併せて要員についても適正規模に 縮減すること。

第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するた│第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するた

1 組織規律の強化

めにとるべき措置

独立行政法人として課せられた社会的使命を 高いレベルで効率的、効果的に果たしていくた めに、第3期中期目標期間においては、理事長 のリーダーシップの下、内部統制のための仕組 みを充実・強化するとともに、我が国唯一の労 働分野の政策研究機関としての信頼性を向上さ せるため、労使からの中立性と国からの独立性 を堅持しつつ、職員の専門性をさらに高め、業 務間の連携を密にした質の高い業務運営を行 <u>う。</u>

2 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

- (1) 「独立行政法人の制度・組織の見直しの 基本方針」(平成24年1月20日閣議決定) に基づき、独立行政法人労働安全衛生総合 研究所との統合についての検討を行う。ま た、「独立行政法人の事務・事業の見直し の基本方針」(平成22年12月7日閣議決 定) に基づく労働大学校の国への移管につ いても準備を進める。
- (2) 質の高い労働政策研究の実施のため、専 任職員のいない課を削減するとともに、労 働行政担当職員研修(労働大学校)を国に 移管することに伴い、間接部門の業務量が 削減されることを踏まえ、重複業務の一元 化及び事務処理の一層の効率化を進めるこ とにより、組織の再編と併せて、職員構成 を含め業務量に見合った運営体制の見直し を行う。

(調査員の削減は「第7 人事に関する計画」の中 で記載)

「見直し内容」

- 第3 業務全般に関する見直
- 1 内部統制については、更 に充実・強化を図るものと する。

「見直し内容」

第2 業務運営体制の見直し 質の高い労働政策研究の 実施のため、管理職ポスト の削減等により、効率的効 果的な業務実施体制を構築 していく必要がある。

このため、(中略)理事 長のリーダーシップの下、 重複業務の一元化及び事務 処理の一層の効率化を進め ることにより、組織の再編 と併せて、職員構成を含め 業務量に見合った運営体制 の見直しを行うものとす

中期目標(旧) 中期目標(新) 中期目標(新) 中期目標(新) 中期計画(旧) 中期計画(所) 中期計画(新) 見直し内容

3 業務運営の効率化に伴う経費節減等

・ 運営費交付金を充当して行う業務について、一般管理費については、平成23年度において、平成18年度と比べて15%以上を節減すること。業務経費については、研究費の縮減等により平成23年度において、平成18年度と比べて25%以上を節減すること。

・ 人件費(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)については、業務の重点化等に伴う研究員及び事務職員の数の大幅な削減等により、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、平成22年度までに、国家公務員に準じた削減の取組を行うことに加え、平成23年度までにこれを超える削減の取組を行うこと。併せて、国家公務員の給与構造改革も踏まえ、給与体系の見直しを進めること。

(1)運営費交付金を充当して行う業務について、一般管理費については、平成28年度において、平成23年度と比べて15%以上を節減すること。業務経費については、研究費の縮減等により平成28年度において、平成23年度と比べて5%以上を節減すること。

(2)人件費(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)についても、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。また、総人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとすること。

- (3) 契約については、「独立行政法人の契約 状況の点検・見直しについて」(平成21年 11月17日閣議決定)に基づく取組を着実に 実施すること。
- (4)情報保護を徹底するため、情報セキュリティ対策の充実を図ること。

運営費交付金を充当して行う業務について、一般管理費については、平成 23 年度において、平成 18 年度と比べて 15%以上を節減し、また、業務経費については、平成 23 年度において、平成 18 年度と比べて 25%以上を節減するため、業務の重点化により研究費の縮減等を図るとともに、省資源、省エネルギーや一般競争入札への積極的な取組を継続する。

また、業務処理への情報通信技術の活用や 定型業務の外部委託等、業務処理の効率化の ための見直しを行うことにより、事業効果を 最大限確保しつつ、経費の節減を図る。

人件費(退職金及び福利厚生費(法定福利 費及び法定外福利費)並びに人事院勧告を踏 まえた給与改定部分を除く。) については業 務の重点化等を通じて平成23年度までに平 成 18 年度と比べて研究員を2割程度、労働 政策研究に関係する部門の事務職員を2割 程度純減することにより、「簡素で効率的な 政府を実現するための行政改革の推進に関 する法律」(平成18年法律第47号)及び「経 済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づ き、平成22年度までに、平成17年度を基準 として5%以上の削減を行うことに加え、平 成23年度までに平成18年度と比べて14%以 上の削減を行う。併せて、国家公務員の給与 構造改革も踏まえ、引き続き、勤務実績の給 与への反映等の取組を行う。

3 経費の節減

- (1) 契約について、原則として一般競争入札 等によるものとし、一般競争入札等であっ ても一者応札・応募となった契約について は、実質的な競争性が確保されるよう入札 方法や仕様書等の見直しを行うほか、「契約 監視委員会」等によるチェックを厳格に実 施するとともに、契約状況について適切に 公表することを通じて、契約の履行内容の 質の確保にも留意しつつ、契約の適正化を 引き続き推進する。
- (2) 運営費交付金を充当して行う業務について、一般管理費については、平成 28 年度において、平成 23 年度と比べて 15%以上を節減し、また、業務経費については、平成 28 年度において、平成 23 年度と比べて 5%以上を節減するため、業務の重点化や省資源・省エネルギー対策の推進、定型業務の外部委託等、業務処理の効率化のための見直しを行うことにより、事業効果を最大限確保しつつ、経費の節減を図る。

人件費(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに人事院勧告等を踏まえた給与改定部分を除く。)については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。また、機構の給与水準について、国家公務員の給与水準も十分考慮し、国民の理解と納得が得られるように厳しく検証を行い、必要な措置を講じるなど給与水準の適切な管理に計画的に取り組むこと等を通じて、毎年度1%以上の節減を行う。

- (3) 運営費交付金を縮減する観点から、自己 収入について、出版物等の成果物の販売促 進等を積極的に実施し、中期目標期間の最 終事業年度において平成 22 年度と比較し て 10%程度の拡大に努める。
- (4)業務処理への情報通信技術の活用を推進 し、経費の節減を図る。また、政府の情報 セキュリティ対策における方針を踏まえ、

「見直し内容」

- 第3 業務全般に関する見直
- 3 業務運営の効率化等により、さらなる経費の節減を 行うとともに、(略)

「見直し内容」

- 第3 業務全般に関する見直
- 3 業務運営の効率化等により、さらなる経費の節減を行うとともに、次期中期目標期間中の自己収入の拡大に係る目標を設定し、出版物等の成果物の販売促進等

中期目標(旧) 中期目標(新) 中期計画(旧) 見直し内容

> (5) 保有資産については、資産の利用度のほ か、本来業務に支障のない範囲での有効利 用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理 性といった観点に沿って、その保有の必要 性について不断に見直しを行うこと。ま た、法人が保有し続ける必要があるかを厳 しく検証し、支障のない限り、国への返納 等を行うものとすること。

情報保護を徹底するため、情報セキュリテ ィ対策の充実を図る。

(保有資産は「第6 その他業務運営に関する重要事 項 / の中で記載)

により自己収入の拡大を図 るものとする。

の質の向上に関する事項

通則法第29条第2項第3号の国民に対して提 供するサービスその他の業務の質の向上に関す る事項は、次のとおりとする。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務│第3 国民に対して提供するサービスその他の業務│第2 国民に対して提供するサービスその他の業務│第2 国民に対して提供するサービスその他の業務 の質の向上に関する事項

通則法第29条第2項第3号の国民に対して提 措置 供するサービスその他の業務の質の向上に関す る事項は、次のとおりとする。

業務の質の向上に資するため、業務全般を通 じて以下の措置を講ずる。

<u>(1)</u>業績評価システムによる評価

適正で質の高い業務運営の確保に資するた め、毎年度、全ての事業を対象とする業績評価 システムによる評価を行う。評価基準、評価結 果及び業務運営への反映についてはホームペー ジ等で公表する。業績評価は、内部評価及び外 部評価により行い、このうち外部評価について は、外部の有識者等によって構成される総合評 価諮問会議に委嘱する。

(2)業務運営等に関する意見及び評価の把握 有識者等を対象としたアンケート等を通じ て、業務運営及び成果に対する意見及び評価を 広く求めるとともに、これを各事業部門へフィ ードバックし、業務運営の改善に資する。

1 労働政策研究

(1) 労働政策研究の種類及び実施体制

次に掲げる労働政策研究を、引き続き民 間企業及び大学等の研究機関においては なし得ない研究内容に一層厳選して実施 し、厚生労働省の労働政策の企画立案及び その効果的かつ効率的な推進に資する高 い水準の成果を出す。

イ プロジェクト研究

中期目標で示された我が国が直面する 中長期的な労働政策の課題に係る労働政 策研究(以下「プロジェクト研究」という。) は、機構内外の幅広い人材の参加を得て、

の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき│の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき 措置

業務の質の向上に資するため、業務全般を通 じて以下の措置を講ずる。

・業績評価システムによる評価

適正で質の高い業務運営の確保に資するた め、毎年度、全ての事業を対象とする業績評価 システムによる評価を行う。評価基準、評価結 果及び業務運営への反映についてはホームペー ジ等で公表する。業績評価は、内部評価及び外 部評価により行い、このうち外部評価について は、外部の有識者等によって構成される総合評 価諮問会議に委嘱する。

・業務運営等に関する意見及び評価の把握

有識者等を対象としたアンケート等を通じ て、業務運営及び成果に対する意見及び評価を 広く求めるとともに、これを各事業部門へフィ ードバックし、業務運営の改善に資する。

1 労働政策研究

(1) 労働政策研究の種類

次に掲げる労働政策研究について、引き 続き民間企業及び大学等の研究機関にお いてはなし得ない研究内容に一層厳選し、 労働政策の企画立案及び推進に一層貢献 する調査研究を戦略的に推進し、高い水準 の成果を出す。

イ プロジェクト研究

中期目標で示された我が国が直面する 中長期的な労働政策の課題に係る労働政 策研究(以下「プロジェクト研究」という。) については、国家戦略及び労働政策に関わ

「見直し内容」

- 第1 事務及び事業の見直
- 1 労働政策の企画・立案に 貢献する調査研究の推進 機構が実施する調査研究 について、引き続き、他の 研究機関との調査研究の重 複を排除するとともに、以 下の取組を実施することな どにより、労働政策の企 画・立案に貢献する調査研 究を一層推進するものとす
- ① 労働政策の企画・立案 に係るニーズ等を踏まえ た戦略的な調査研究の実

1 労働政策研究

(1) 次に掲げる労働政策研究を、引き続き民 間企業及び大学等の研究機関においてはな し得ない研究内容に一層厳選して実施し、 厚生労働省の労働政策の企画立案及びその 効果的かつ効率的な推進に資する質の高い 成果を出していると認められること。なお、 課題研究については、年度途中における適 切な要請についても、積極的かつ機動的に 応ずること。

イ プロジェクト研究

現在、我が国が直面する別紙に掲げる中 長期的な労働政策の課題に係る労働政策 研究。

1 労働政策研究

(1) 次に掲げる労働政策研究について、引き 続き民間企業及び大学等の研究機関におい てはなし得ない研究内容に一層厳選して実 施することにより、調査研究の重複を排除 するとともに、厚生労働省の労働政策の企 画立案及び推進に資する質の高い調査研究 に一層重点化すること。

イ プロジェクト研究

現在、我が国が直面する別紙に掲げる中 長期的な労働政策の課題に係る労働政策 研究。その実施に際しては、戦略的又は部 門横断的な取組を行うこと。

口 課題研究

厚生労働省からの要請に基づいた<u>緊急</u> 性・重要性の高い新たな政策課題に係る労 働政策研究。

ロ 課題研究

厚生労働省からの要請に基づいた重要 性の高い新たな政策課題に係る労働政策 研究。

ハ 緊急調査

<u>厚生労働省の緊急の政策ニーズに迅</u> 速・的確に対応するための調査。 中期目標期間を通じて実施する。

それぞれのプロジェクト研究に関して 責任を持って実施する研究部門を設け、これをプロジェクト研究推進の中核とする。 各研究部門の部門長として、プロジェクト研究のリーダーとなる研究員には、他の研究員に対する効果的な研究指導を行い、組織全体の研究能力を向上させる能力を有する人材を充てる。また、実施に当たっては、プロジェクト研究間において相乗効果を上げる等の観点から、部門を越えた研究員の参加などの柔軟な実施体制を組む。プロジェクト研究は、計画的に実施するものとし、原則として年度ごとに成果または進捗状況をとりまとめ、公表する。

中期目標期間中のプロジェクト研究テーマは別紙1のとおりとする。

ロ課題研究

厚生労働省からの要請に基づいた労働 政策研究 (以下「課題研究」という。) に ついては、緊急性・重要性の高い新たな政 策課題に係る労働政策研究として厚生労 働省から要請のあったものについて実施 する。課題研究は、上記イの研究部門のう ちもっとも関連の深い部門が中心となっ て、単独で、又はチームを組織して実施し、 成果を公表する。なお、年度途中における 要請についても、機動的に対応する。 る基本方針の実現に資するため、労働政策 の企画立案及び推進に係るニーズ等を十 分踏まえて、機構内外の幅広い人材の参加

を得て、中期目標期間を通じて実施する。 それぞれのプロジェクト研究に関して、 責任を持って実施する研究部門を設け、こ れをプロジェクト研究推進の中核とする。 各研究部門の部門長として、プロジェクト 研究のリーダーとなる研究員には、他の研 究員に対する効果的な研究指導を行い、組 織全体の研究能力を向上させる能力を有 する人材を充てる。また、実施に当たって は、プロジェクト研究間において相乗効果 を発揮する等の観点から、部門を越えた研 究員の参加などの柔軟な実施体制を組む。 なお、プロジェクト研究は、計画的に実施 するものとし、原則として年度ごとに成果 または進捗状況をとりまとめ、公表する。 中期目標期間中のプロジェクト研究テ ーマは別紙1のとおりとする。

ロ 課題研究

厚生労働省からの要請に基づいた労働 政策研究については、重要性の高い新たな 政策課題に係る労働政策研究として、上記 イの研究部門のうちもっとも関連の深い 部門が中心となって、単独で、又はチーム を組織して実施し、成果を公表する。なお、 必要に応じて研究員と調査員が連携する など、積極的かつ機動的に対応する。

ハ 緊急調査

厚生労働省の緊急の政策ニーズを把握した上で、迅速・的確に対応するため、課題について最も関連の深い研究員または調査員が中心となって、単独で、またはチームを組織して実施し、速やかに結果を出す。

(2) 労働政策研究の実施体制

イ 実施体制

労働政策研究の推進に当たっては、部門 を超えた研究員の参加等による柔軟な研 究の推進および研究の相乗効果の発揮に 努めるとともに、研究員と調査員の成果を 明確にしつつ、相互の連携を強化する。 また、内部研究員による研究実施を基本

また、内部研究員による研究実施を基本としつつ、調査研究の活性化のため、任期 付研究員や非常勤研究員等の公募・採用に ② 部門横断的で総合的かつ柔軟な調査研究の実施

「見直し内容」

- 第1 事務及び事業の見直し 1 労働政策の企画・立案に 貢献する調査研究の推進 (中略)
 - ③ 厚生労働省の緊急の政 策ニーズに迅速・的確に 対応するための緊急調査 の実施

「見直し内容」

第1 事務及び事業の見直し

5 調査員の在り方の見直し 調査員が行う業務につい ては、その意義を一層明確 にする観点から、調査員の 位置付けを改めて検証し、 必要性の乏しい業務は廃止 するとともに、外部委託や 非常勤職員を最大限活用し 中期目標(旧) 中期目標(新) 中期計画(旧) 見直し内容

(2) 厚生労働省と機構との認識の共有化を図 るための意見交換等の仕組みに基づき、研 究計画・実施の各段階において、当該意見 交換等の内容を逐次反映させること。

(2) 労働政策に係る課題等を踏まえた調査研 究を一層推進するため、新たに導入される 厚生労働省側の研究テーマごとの担当者登 録制も活用しつつ、研究テーマの決定から 研究実施過程、報告書の作成、その後の活 用時に至るまで、厚生労働省の政策担当部 門との十分な意見交換を確保する仕組みを 構築することにより、政策と研究のブリッ

(3) すべての労働政策研究の成果について、 労働政策の企画立案及び実施へどのように 反映されたのか、当該労働政策研究の有効 性を検証する仕組みに基づき、当該検証結 果等も踏まえた厚生労働省からの評価を受 けること。また、当該検証及び評価の結果 を公開すること。

ジ機能の強化を図ること。

(3) すべての労働政策研究の成果について、 労働関係法令の改正、予算・事業の創設・ 見直し、審議会・研究会での活用状況とい った労働政策への貢献度合いに関する分か りやすい指標を設定するとともに、その把 握方法の工夫に努めること。

また、あらかじめ研究テーマごとに具体 的な利用目的を明確にするとともに、上記 指標に係る数値目標を設定し、調査研究の 事前・中間・事後の各段階における評価基 準を明らかにした上で、外部の有識者から 構成されるリサーチ・アドバイザー部会等 の機構の外部評価機関の活用によりその 達成度を含め厳格に評価を行うこと。その 際、中間段階で成果が期待できないと評価 されたテーマは廃止することなどにより、 労働政策の企画立案に貢献する調査研究 に一層重点化し、業務の縮減を図ること。 さらに、当該評価の結果を公開すること。

(2) 厚生労働省との連携等

厚生労働省との連携強化による労働政 策研究の質の一層の向上を図るため、認識 の共有化を推進する意見交換等の仕組み に基づき、政策的課題の把握・分析や調査 研究方法の検討等を行う計画策定段階、研 究の実施段階及び成果の取りまとめ段階 等、労働政策研究の一連の局面で、政策担 当者等との意見交換等を実施し、当該意見 交換等の内容を逐次反映させる。また、研 究テーマにより、必要に応じて、内外の他 の政策研究機関等との間で共同研究等の 手法を活用し、効果的、効率的に労働政策 研究を推進する。

(3) 労働政策研究の成果の取りまとめ及び 評価

イ 成果の取りまとめ

労働政策研究の成果取りまとめにおい ては、研究評価の一環として外部の人材を 含む評価を行い、政策的観点から、労働政 策研究報告書等の成果のそれぞれの分類 に求められる水準を満たしているものと 判断されたものを機構の研究成果として 発表する。

ロ 法人における研究評価の実施

業績評価システムに基づき、事前、中間 及び事後における研究評価を実施する。研 究評価は、所内発表会によるピアレビュー 等の内部評価と外部評価を組み合わせて 行う。労働政策研究の成果取りまとめ段階 においては、対外的に発表する成果の質の 確保を図るため、所内発表会でのピアレビ ューを行う。また、取りまとめられた成果 については、的確な外部評価を行う。

ハ 厚生労働省における評価等 すべての労働政策研究の成果を対象と

より、大学等の研究機関に所属する若手研 究者の参加機会を確保するとともに、近接 領域における優秀な研究者の活用など、外 部の研究者・研究機関との連携を積極的に 推進する。さらに、政策担当者や労使関係 者などの実務家が研究に参加し易い体制 を整備するなど、労働政策に関する調査研 究のプラットフォームとしての機能を強 化する。

ロ 厚生労働省との連携等

労働に関する政策課題等を踏まえた調 査研究を戦略的に推進するため、引き続き ハイレベル会合等の仕組みを活用して厚 生労働省との連携を促進するとともに、厚 生労働省における研究テーマごとの担当 者の登録制を新たに導入し、政策的課題の 把握・分析や調査研究方法の検討等を行う 計画策定段階、研究の実施段階及び成果の 取りまとめ段階等、労働政策研究の一連の 局面で、政策担当者等との意見交換等を実 施し、当該意見交換等の内容を逐次反映さ せるなど、研究と政策とのブリッジ機能を 強化する。また、研究テーマにより、必要 に応じて、内外の他の政策研究機関等との 間で共同研究等の手法を活用し、効果的、 効率的に労働政策研究を推進する。

(3) 労働政策研究の成果の取りまとめ及び 評価

イ 成果の取りまとめ

労働政策研究の成果の取りまとめにお いては、内部評価及び外部評価を厳格に実 施し、政策的観点から、労働政策研究報告 書等の成果のそれぞれの分類に求められ る水準を満たしているものと判断された ものを機構の研究成果として発表する。

ロ 法人における研究評価の実施

業績評価システムに基づき、事前、中間 及び事後における研究評価を実施する。研 究評価は、所内発表会によるピアレビュー 等の内部評価と外部評価を組み合わせて 行う。労働政策研究の成果取りまとめ段階 においては、対外的に発表する成果の質の 確保を図るため、所内発表会でのピアレビ ューを行う。また、取りまとめられた成果 については、的確な外部評価を行う。

ハ 厚生労働省における評価等 すべての労働政策研究の成果を対象と 2 調査研究の重点化

た徹底的な業務の見直しを 行い、調査員の担う業務は 真に必要なものに厳選し、 併せて要員についても適正 規模に縮減するものとす

「見直し内容」

第1 事務及び事業の見直し

2 調査研究の重点化

厚生労働省の政策担当部 門との連携の強化を図るべ く、研究テーマごとに厚生 労働省側の研究担当者を明 確化する。

「見直し内容」

第1 事務及び事業の見直し

中期目標(旧) 中期目標(新) 見直し内容 中期計画(旧)

(4) 達成すべき具体的な目標

特に、中期目標期間の初年度中に構築す る労働政策研究の有効性に係る評価基準 に基づき、次の具体的な目標の達成を図

(4) 達成すべき具体的な目標

労働政策の企画立案及び実施への貢献 する分かりやすい指標にかかる目標を設 ること。

- イ 外部の有識者から構成されるリサー チ・アドバイザー部会等の機構の外部評 価において政策的視点等から高い評価 を受けた研究成果を、中期目標期間中に おいて外部評価を受けた研究成果総数 の3分の2以上確保すること。
- ロ 労働政策研究の成果や機構の事業活 動全般についての有識者を対象とした アンケート調査を実施し、3分の2以上 の者から研究成果が有益であるとの評 価を得ること。
- ハ 厚生労働省からの評価により、労働政 策の企画立案及び実施への貢献等につ いて高い評価を受けた研究成果を80% 以上確保すること。

等について、労働政策への貢献度合いに関 定し、その達成度を厳格に評価するととも <u>に</u>、次の具体的な目標の達成を図ることに より、研究成果の水準の維持・向上に努め

- イ リサーチ・アドバイザー部会等の機構 の外部評価において政策的視点等から 高い評価を受けた研究成果を、中期目標 期間中において外部評価を受けた研究 成果総数の3分の2以上確保すること。
- ロ 労働政策研究の成果や機構の事業活 動全般についての有識者を対象とした アンケート調査を実施し、3分の2以上 の者から研究成果が有益であるとの評 価を得ること。
- ハ 厚生労働省からの評価により、労働政 策の企画立案及び実施への貢献等につ いて政策的インプリケーションに富む 等高い評価を受けた研究成果を80%以

して、労働政策の企画立案及び実施にどの ように反映されたのか等、労働政策研究の 有効性を検証するとともに、当該検証結果 等も踏まえた厚生労働省からの評価を受 けることとする。また、当該検証及び評価 の結果は公開する。

(4) 達成すべき具体的な目標

特に、中期目標期間の初年度中に構築す る労働政策研究の有効性に係る評価基準 に基づき、次の具体的な目標の達成を図 る。

- ① 外部の有識者から構成されるリサー チ・アドバイザー部会等の的確な外部評 価において政策的視点等から高い評価 を受けた成果を、中期目標期間中におい て外部評価を受けた研究成果総数の3 分の2以上確保する。
- ② 有識者からの評価の調査等 労働政策研究の成果や機構の事業活 動全般についての有識者を対象とした アンケート調査を実施し、3分の2以上 の者から研究成果が有益であるとの評 価を得る。
- ③ 労働政策の企画立案等における活用 プロジェクト研究について、毎年度厚 生労働省担当部局による評価を受ける こととし、当該年度の評価において、労

創設・見直し、審議会・研究会での活用状 況といった労働政策への貢献度合いに関 する分かりやすい指標を設定するととも に、その把握方法の工夫に努め、労働政策 研究の有効性を検証するとともに、当該検 証結果等も踏まえた厚生労働省からの評 価を受ける。また、当該検証及び評価の結

ニ 達成すべき具体的な目標

あらかじめ研究テーマごとに具体的な 利用目的を明確にし、労働政策の企画立案 及び実施への貢献等について、労働関係法 令の改正、予算・事業の創設・見直し、審 議会・研究会での活用状況をはじめ労働政 策の企画立案等に貢献した研究成果を中 期目標期間中において成果総数の2分の 1以上確保する。こうした目的を達成する ため、毎年度、政策的インプリケーション に富む等高い評価を受けた成果を成果総 数の80%以上確保する。また、調査研究の 事前・中間・事後の各段階における評価基 準を明らかにした上で、厳格な外部評価を 受け、その際、中間段階で成果が期待でき ないと評価されたテーマは廃止すること などにより、労働政策の企画立案に貢献す る調査研究に一層重点化し、業務の縮減を 図る。

その他、次の具体的な目標の達成を図

① リサーチ・アドバイザー部会等による

外部の有識者から構成されるリサー チ・アドバイザー部会等の的確な外部評 価において政策的視点等から高い評価 を受けた成果を、中期目標期間中におい て外部評価を受けた研究成果総数の3 分の2以上確保する。

② 有識者からの評価の調査等

労働政策研究の成果や機構の事業活 動全般についての有識者を対象とした アンケート調査を実施し、3分の2以上 の者から研究成果が有益であるとの評 価を得る。

(労働政策の企画立案等における活用に係る目標は 上記「ニ 達成図べき具体的な目標」の中で記載)

して、労働関係法令の改正、予算・事業の 果は公開する。

算・事業の創設・見直し、 審議会・研究会での活用状 況といった調査研究成果の 労働政策への貢献度合いに 関する分かりやすい指標を 厚生労働省と連携しつつ新 たに設定し、その結果を国 民に公表するものとする。 (中略) さらに、これらの 取組を通じて、あらかじめ 調査研究テーマごとに具体 的な利用目的を明確にする とともに、上記指標に係る 数値目標を設定し、調査研 究の事前・中間・事後の各 段階における評価基準を明 らかにした上で、外部評価 委員会の活用によりその達

成度を含め厳格に評価する

ものとする。その際、中間

段階で成果が期待できない

と評価されたテーマは廃止

することなどにより、労働

政策の企画・立案に直接貢

労働関係法令の改正、予

中期目標(旧) 中期目標(新) 中期目標(新) 中期目標(新) 中期計画(旧) 中期計画(新) 見直し内容

上確保すること。

(5)優秀な研究者の確保と研究水準の向上イ 労働政策研究事業の中核を担う研究

働政策の企画立案及び実施への貢献等について高い評価を受けた成果をプロジェクト研究成果総数の80%以上確保する。また、課題研究については、毎年度厚生労働省担当部局による評価を受けることとし、当該年度の評価において、労働政策の企画立案等への貢献等について高い評価を受けた成果を課題研究成果総数の90%以上確保する。

- イ 労働政策研究事業の中核を担う研究者 については、プロジェクト研究等の基礎と なる学術分野の研究能力を有するととも に、厚生労働省との意見交換等を通じて政 策課題に対する的確で幅広い関心等を備 えた人材を確保、育成する。この観点から、 任期付研究員や非常勤研究員等の公募・採 用により、大学や他の研究機関に所属する 外部の優秀な研究者の参画を得て、プロジ エクト研究等の活性化を図るとともに、政 策担当者や労使関係者などの実務家の研 究参加を求めるなど外部の幅広い人材を 活用することにより、研究員のより一層の 流動化を図る。さらに、第1期中期目標期 間において構築した研究員業績評価制度 について、引き続き改善を図る。
- 口 労働政策研究が外部の媒体等でも高い 評価を得るとの観点から、研究成果を活用 した関連専門誌等への論文掲載を顕彰し、 研究水準の向上を図る。
- 2 労働事情・労働政策に関する情報の収集・ 整理

労働政策研究に資することを目的として、内外の労働事情、各種の統計データ等を継続的に収集・整理するとともに、<u>緊急の</u>政策課題についても機動的かつ効率的に対応する。

(1) 国内労働事情の収集・整理

中長期的観点から労働政策研究の基礎となる情報を収集する定点観測的調査やプロジェクト研究のテーマと連携した政策課題別調査等を通じて、雇用や人事労務管理などに関する国内の労働事情の情報と動向を継続的に収集・整理するとともに、緊急の政策課題についても機動的かつ効率的に対応し、労働政策研究の推進に資

2 労働事情・労働政策に関する情報の収集・ 整理

労働政策研究に資することを目的として、内外の労働事情、各種の統計データ等を継続的に収集・整理するとともに、<u>時宜に応じた</u>政策課題についても機動的かつ効率的に対応する。

(1) 国内労働事情の収集・整理

中長期的観点から労働政策研究の基礎となる情報を収集する定点観測調査を通じて、雇用や人事労務管理などに関する国内の労働事情の情報と動向を継続的に収集・整理することにより、労働政策研究の推進に資する。このため、次の具体的目標の達成を図る。

2 労働事情・労働政策に関する情報の収集・

労働政策研究に資する内外の労働事情、各種 の統計データ等を継続的に収集・整理するとと もに、緊急の政策課題についても機動的かつ効 率的に対応すること。 2 労働事情・労働政策に関する情報の収集・ 整理

労働政策研究に資する内外の労働事情、各種の統計データ等を継続的に収集・整理するとともに、時宜に応じた政策課題についても機動的かつ効率的に対応すること。特に、海外主要国や高い経済成長下にあるアジア諸国に関する調査・情報収集を強化すること。

中期目標(旧) 中期目標(新) 中期計画(旧) 中期計画(新) 見直し内容

する。

また、政策の企画立案等への貢献及び政 策論議の活性化への貢献の観点から、次の 具体的目標の達成を図る。

- 情報収集の成果について、白書等への引 用等の件数を中期目標期間中において延 べ500件以上確保する。
- (2) 海外情報の収集・整理

我が国の中長期的政策課題との比較検 討の観点から重要性の高い海外主要国に 対象を重点化し、労働政策研究の基盤とな る労働情報を国別及び政策課題別に収 集・整理することにより、労働政策研究の 推進に資する。このため、次の具体的目標 の達成を図る。

- プロジェクト研究等との関係で重要性 の高い主要な先進諸国を対象として、毎年 度4テーマ以上の政策課題等について、情 報の収集・整理を行う。

なお、情報は、<u>テーマに関連する</u>対象国の労働政策、法制度だけではなく、労働市場、雇用慣行など各対象国における政策や制度に関連する諸要因についても収集・整理する。

(3) 各種統計データ等の収集・整理

広範囲の情報源を活用して、労働関係の各種<u>統計</u>データを継続的に収集・整理する。また、これらを分析・加工し、既存の数値情報では得られない有益かつ有効な情報を作成する。

(4) 図書資料等の収集・整理

内外の労働関係図書資料を、総合的・体系的に収集、整理、保管し、労働政策研究及び労働行政担当職員研修の効果的な推進等を支援する。

また、図書資料を一般公開し、行政関係 者及び外部の研究者等の利用に供して、そ の有効活用を図る。

3 研究者・有識者の海外からの招へい・海外 派遣

労働政策研究に資することを目的として、研究者・有識者の海外からの招へい及び海外への派遣を実施することにより、各国で共通する労働分野の課題について各国の研究者や研究機関等とネットワークを形成し、相互の研究成果の

・ 情報収集の成果について、毎年度、延べ 100 件以上の情報を収集・整理し、ホーム ページ等を通じて提供する。

(2) 海外情報の収集・整理

我が国の中長期的政策課題との比較検討の観点から重要性の高い海外主要国<u>や高い経済成長下にあるアジア諸国</u>に対象を重点化し、労働政策研究の基盤となる労働情報を国別に収集・整理することにより、労働政策研究の推進に資する。このため、次の具体的目標の達成を図る。

・ 情報収集の成果について、毎年度、延べ 100 件以上の情報を収集・整理し、ホーム ページ等を通じて提供する。

なお、対象国の労働政策、法制度の情報だけではなく、労働市場、雇用慣行など各対象国における政策や制度に関連する諸要因についても収集・整理する。

(3) 各種統計データ等の収集・整理

広範囲の情報源を活用して、労働関係の 統計に係る各種データを継続的に収集・整 理する。また、これらを分析・加工し、既 存の数値情報では得られない有益かつ有 効な情報を作成する。

(4) 図書資料等の収集・整理

内外の労働関係図書資料等を、総合的・ 体系的に収集、整理、保管し、調査研究及 び労働行政担当職員研修の効果的な推進 等を支援する。

また、図書資料等を一般公開し、行政関係者及び外部の研究者等の利用に供して、 その有効活用を図る。

3 研究者・有識者の海外からの招へい・海外派遣

労働政策研究に資することを目的として、研究者・有識者の海外からの招へい及び海外への派遣を実施することにより、各国で共通する労働分野の課題について各国の研究者や研究機関等とネットワークを形成し、相互の研究成果の

「見直し内容」

- 第1 事務及び事業の見直し 1 労働政策の企画・立案に 貢献する調査研究の推進 (中略)
- ④ 海外主要国や高い経済 成長下にあるアジア諸国 に関する調査・情報収集 など、時宜に応じた調査 等の実施

3 研究者・有識者の海外からの招へい・海外 派遣

労働政策研究に資することを目的として、研究者・有識者の海外からの招へい及び海外への派遣であって、労働政策研究事業と一体的に実施する必要性があるもの又は労働政策研究に相乗効果をもたらすものを、労働政策研究への直

3 研究者・有識者の海外からの招へい・海外 派遣

労働政策研究に資することを目的として、研究者・有識者の海外からの招へい及び海外への派遣であって、労働政策研究事業と一体的に実施する必要性があるもの又は労働政策研究に相乗効果をもたらすものを、労働政策研究への直

中期目標(旧) 見直し内容 中期目標(新) 中期計画(旧)

接的な効果が高いものに重点化して効果的かつ 効率的に実施することにより、各国で共通する 労働分野の課題について各国の研究者や研究機 関等とネットワークを形成し、相互の研究成果 の交換、活用を図ること。

接的な効果が高いものに重点化して効果的かつ 効率的に実施することにより、各国で共通する 労働分野の課題について各国の研究者や研究機 関等とネットワークを形成し、相互の研究成果 の交換、活用を図ること。

4 労働政策研究等の成果の普及・政策提言

労働政策研究に資することとともに、労使実 務家を始めとする国民各層における政策論議の 活性化を図ることを目的として、インターネッ ト等を活用した労働政策研究等の成果の効果的 かつ効率的な情報発信、普及と政策論議の場の 提供であって、広く一般を対象とするものを実 施すること。

特に次の具体的な目標の達成を図ること。

(1) 労働政策研究等の成果について、ニュー スレターを月1回、メールマガジンを调2 回発行すること。

4 労働政策研究等の成果の普及・政策提言

労使実務家を始めとする国民各層における政 策課題についての関心・理解を深め、公労使三 者構成の労働政策の基盤形成を図ることを目的 として、ホームページ等の多様な媒体を有機的 に連携させた情報発信を積極的に推進するこ

また、調査研究ごとの普及状況を客観的に把 握するための指標を新たに設定し、その結果を 公表すること。

さらに、労働政策フォーラムの活性化や労働 政策を取り巻く現状や機構における調査研究の 成果を踏まえ、毎年度、政策の検討課題・論点 を抽出した上で、政策提言に係るレポートを新 たに作成するなど、政策提言機能の強化に努め ること。

なお、第2期に引き続き、各事業において次 の具体的な目標の達成を図ること。

イ 労働政策研究等の成果について、ニュー スレターを月1回、メールマガジンを週2 回発行すること。

交換、活用を図る。招へい・派遣については、 プロジェクト研究等の労働政策研究との関連性 を重視し、労働政策研究への反映について適切 に評価しつつ、効果的かつ効率的に実施する。 このため、以下の通り業務を実施する。

(1) 研究者等招へい

労働政策研究の推進に資する観点から、 プロジェクト研究等との関連において厳 選した研究者等の海外からの招へいを実 施する。

- 招へいする研究員等は、労働政策研究へ の直接的な効果が高いものに重点化する こととし、中期目標期間中に延べ 10 人以 下とする。

(2) 研究者等派遣

労働政策研究の推進に資する観点から、 プロジェクト研究等との関連において厳 選した海外の労働政策や労働問題の研究、 国際学会における発表等を目的とした研 究者等の海外への派遣を実施する。

- 派遣する研究員等は、労働政策研究への 直接的な効果が高いものに重点化するこ ととし、中期目標期間中に延べ 20 人以下 とする。
- 4 労働政策研究等の成果の普及・政策提言 労働政策研究に資することとともに、労使実 務家を始めとする国民各層における政策論議の 活性化を図ることを目的として、労働政策研究 等の成果を効果的かつ効率的に提供し普及を図 るとともに、政策論議の場を提供するため、労 働政策研究等の成果の普及・政策提言の業務を 以下の通り実施する。

(1) 労働政策研究等の成果の普及

労働政策研究等の成果は、広く国民各層 を対象とすることが可能なメールマガジ ン、ホームページ、データベース及び定期 刊行物等の媒体・方法を効果的に活用し て、その普及を図る。

イ ニュースレター及びメールマガジン 労働政策研究等の成果については、当該

成果を速やかに整理して情報発信するメ ールマガジン及び労働政策研究及び関連 する内外の情報収集の成果を一体として 交換、活用を図る。 なお、招へい・派遣につ いては、プロジェクト研究等の労働政策研究と の関連性を重視し、労働政策研究への反映につ いて適切に評価しつつ、効果的かつ効率的に実 施する。このため、以下の通り業務を実施する。

(1) 研究者等招へい

労働政策研究の推進に資する観点から、 プロジェクト研究等との関連が強く、当該 分野において優れた知見を有する研究者 等の海外からの招へいを厳選して実施す

(2)研究者等派遣

労働政策研究の推進に資する観点から、 プロジェクト研究等との関連が強い海外 の労働政策や労働問題の研究、国際学会に おける発表等を目的とした研究者等の海 外への派遣を厳選して実施する。

4 労働政策研究等の成果の普及・政策提言 労使実務家を始めとする国民各層における政 4 情報発信機能の強化 策課題についての関心・理解を深め、公労使か ら成る三者構成の労働政策の基盤形成を図るこ とを目的として、労働政策研究等の成果の普 及・政策提言の業務を次の通り実施する。

実施の際には、ホームページ等の多様な媒体 を有機的に連携させた情報発信を積極的に推進 するとともに、マスメディア等への積極的な PR や分かりやすい公表資料の作成等に努める。

(1) 労働政策研究等の成果の普及

労働政策研究等の成果は、広く国民各層 を対象とすることが可能なメールマガジ ン、ホームページ及び定期刊行物等の媒 体・方法を効果的に活用して、その普及を 図る。

イ メールマガジン

労働政策研究等の成果については、当該 成果を速やかに整理して情報発信するメ ールマガジンを活用して、国民各層に幅広 く提供する。

「見直し内容」

第1 事務及び事業の見直し

機構の調査研究の成果等 を、労使関係者をはじめと した国民に幅広く発信し、 労働政策に関する政策議論 を活性化するため、労働政 策フォーラムの活性化や、 ホームページ、メルマガ、 ニュースレター (BLT) など の多様な媒体を有機的に連 携させた情報発信を積極的 に推進するとともに、マス メディア等への積極的なPR や分かりやすい公表資料の 作成等を行うことにより、 積極的かつ戦略的な情報発 信を実施するものとする。

中期目標(旧) 中期目標(新) 中期目標(新) 中期計画(旧) 中期計画(新) 見直し内容

- (2) ニュースレター、メールマガジン読者へのアンケート調査において、80%以上の者から有益であるとの評価を得ること。
- (3) 労働政策フォーラムの参加者を対象としたアンケート調査において、80%以上の者から有益であるとの評価を得ること。
- <u>ロ</u> ニュースレター、メールマガジン読者へのアンケート調査において、80%以上の者から有益であるとの評価を得ること。
- 分かりやすい形で提供するニュースレタ ーにより、国民各層に幅広く提供する。
- ニュースレターは月1回、メールマガジンは週2回発行する。
- ニュースレター、メールマガジン読者 へのアンケート調査において有益であると答えた者の割合を80%以上となるようにする。
- <u>一</u> メールマガジンの読者は、中期目標期 間終了時点で、<u>24,500人</u>以上を目標とす る。

<u>ロ</u> ホームページ<u>、データベース</u>等

労働政策研究等の成果については、その発表と同時にホームページに<u>サマリー及び全文を</u>掲載するとともに、メールマガジンにリンク先を掲載する等により、<u>広く国民各層に対して迅速に提供し、政策論議の活性化を図る。長期的に蓄積・整理して体系的に提供することが求められる研究成果等については、データベースとして整備し、提供する。データベースは、論文データベース、調査研究成果データベース、蔵書データベース、労働統計データベース及び総合的職業情報データベースとする。</u>

ハ 研究専門雑誌

研究者、専門家等による質の高い政策論 議、政策提言を促進するため、レフリー(審 査員)制の研究専門雑誌を発行する。

- 研究専門雑誌は、毎月1回発行する。
- (2) 政策論議の場の提供

政策的対応が特に求められる諸課題について政策提言・政策論議の活性化を図ることを目的として、労働政策研究等の成果を踏まえ、機構内外の研究者、政策担当者、労使関係者等が参加する労働政策フォーラムを年間6回程度開催する。

一 労働政策フォーラムの参加者を対象としたアンケート調査において、有益であったと答えた者の割合を80%以上とする。

- <u>・</u> メールマガジンは週2回発行する。
- ・ メールマガジンの読者へのアンケート 調査において有益であると答えた者の 割合を80%以上となるようにする。
- ・ メールマガジンの読者は、中期目標期間終了時点で、<u>32,500人</u>以上を目標とする。

ロ ニュースレター

労働政策研究及び関連する内外の情報 収集の成果を一体として分かりやすい形 で提供するニュースレターにより、国民各 層に幅広く提供する。

- ニュースレターは月1回発行する。
- ニュースレターの読者へのアンケート 調査において有益であると答えた者の 割合を80%以上となるようにする。
- <u>ハ</u> ホームページ等

ホームページについては成果普及の中心手段と位置付け、アクセシビリティー等の改善に努める。労働政策研究等の成果については、その発表と同時にホームページに掲載するとともに、メールマガジンにリンク先を掲載する等により、政策に関する議論の素材・論点を国民各層に対して迅速に幅広く提供する。

- ・ 労働政策研究の成果ごとにホームページからのアクセス数を調査することにより普及状況を客観的に把握し、その結果を公表する。
- 二 研究専門雑誌

研究者、専門家等による質の高い政策論 議、政策提言を促進するため、レフリー(審 査員)制の研究専門雑誌を発行する。

- 研究専門雑誌は、毎月1回発行する。
- (2) 政策論議の場の提供および政策提言

政策的対応が特に求められる諸課題について、政策提言・政策論議の活性化を図ることを目的として、労働政策研究等の成果を踏まえ、機構内外の研究者、政策担当者、労使関係者等が参加する労働政策フォーラムを年間6回開催する。

・ 労働政策フォーラムの参加者を対象としたアンケート調査において、有益であったと答えた者の割合を80%以上とする。

「見直し内容」

- 第1 事務及び事業の見直し
- 2 調査研究の重点化

(中略)

調査研究成果ごとの普及 状況を客観的に把握するた めの指標を新たに設定し、 その結果を国民に公表する ものとする。

「見直し内容」

- 第1 事務及び事業の見直し
- 3 政策提言機能の強化

労働政策を取り巻く現状 や機構における調査研究の 成果を踏まえ、毎年度、政 策の検討課題・論点を抽出 した上で、政策提言に係る レポートを新たに作成し、 厚生労働省に提示するとと もに、ホームページなどで 中期目標(旧) 中期目標(新) 中期目標(新) 中期目標(新) 中期計画(旧) 中期計画(用) 中期計画(新) 見直し内容

5 労働行政担当職員その他の関係者に対する 研修

研究員による研究成果を活かすとともに、労働基準監督官等の研修について民間の一層の活用を図ることにより、労働行政機関で必要な知識やノウハウ等が取得できる労働行政担当職員研修を効果的に実施すること。

併せて、研修の場を通じて、労働行政の現場で生じている問題や第一線の労働行政機関の担当者の問題意識を吸い上げ、労働政策研究に活かすこと。

<u>これらにより、労働政策研究及び労働行政担</u> 当職員研修双方の活性化を一層図ること。

特に次の具体的な目標の達成を図ること。

・ 研修生に対するアンケート調査により、毎年度平均で85%以上の者から有意義だったとの評価を得ること。

5 労働行政担当職員その他の関係者に対する 研修

中央・地方で実施する研修の役割分担を見直し、労働大学校で実施する研修を重点化するとともに、新たな行政ニーズに迅速・的確に対応した研修コース・科目を設定することなどにより、 円滑な労働行政の推進に貢献する研修を実施すること。

また、研修効果を適切に把握するため、これまでの研修終了時における研修生による評価に加え、研修終了後一定期間経過後における当該研修生の上司による評価を新たに導入すること。

さらに、労働行政担当職員研修(労働大学校) を国に移管することとし、移管後においても、 機構が実施する労働政策に関する調査研究と労 働大学校で実施する研修との相乗効果を維持す るための取組を推進すること。

特に次の具体的な目標の達成を図ること。

- <u>イ</u> 研修生に対するアンケート調査により、毎年度平均で85%以上の者から有意義だったとの評価を得ること。
- <u>ロ 当該研修生の上司に対する事後調査</u> <u>により、毎年度平均で85%以上の者から</u> 役立っているとの評価を得ること。

5 労働行政担当職員その他の関係者に対する 研修

(1) 研修の効果的実施

厚生労働省研修実施要綱及び地方労働 行政職員研修計画に基づく研修等を効果 的かつ効率的に実施するため、労働基準監 督官等の研修について民間の一層の活用 を図るほか、以下の点に重点的に取り組 **。

イ 研修内容の充実等

専門的行政分野に従事する職員の専門 能力の一層の向上を図るため、研修手法及 び教材の改善等を行い、労働行政機関の実 務(企業等に対する監督・指導・助言、求 職者等に対する相談・援助等)に必要な知 識やノウハウを全国斉一的に教授すると ともに実務に即した演習を実施し、より実 践的な能力の強化を図る等、高い職務遂行 能力を備えた職員を育成する研修となる よう、研修内容の一層の充実を図る。また、 研修が効果的に実施できるよう研修環境 の整備を図る。

ロ 研究員の研修への参画 研究員がその研究成果を活かしつつ研 修実施に積極的に参画する。

ハ 研修に対する要望の把握

労働行政機関における職員の研修ニーズに的確に対応するため、研修生の送り出し側の研修に対する要望を的確に把握、分析し、研修内容に反映させる。

(2) 研修と研究の連携

研究員が研修に参画するなど研修の場を通じて、また、研修生に対するニーズや問題意識等に関するアンケート調査の実施等を通じて、労働行政の現場で生じている問題や第一線の労働行政機関の担当者の問題意識を吸い上げ、研究に活かす。

特に、職業指導等に関する研究など第一線の業務に密接に関連する分野の研究については、研修の実施に積極的に参画しつ

また、労働政策を取り巻く現状や機構における調査研究の成果を踏まえ、毎年度、 政策の検討課題・論点を抽出した上で、政 策提言に係るレポートを新たに作成し、厚 生労働省に提示するとともに、ホームペー ジで公表を行うなど、政策提言機能の強化 を図る。

5 労働行政担当職員その他の関係者に対する 研修

(1)研修の効果的実施

厚生労働省研修実施要綱及び地方労働 行政職員研修計画に基づく研修等を、中 央・地方での研修の役割分担の見直しを踏 まえて、また、行政ニーズに迅速・的確に 対応して効果的かつ効率的に実施するた め、以下の点に重点的に取り組む。

イ 研修内容の充実等

専門的行政分野に従事する職員の専門能力の一層の向上を図るため、研修手法及び教材の改善等を行い、労働行政機関の実務(企業等に対する監督・指導・助言、求職者等に対する相談・援助等)に必要な知識やノウハウを全国斉一的に教授するとともに実務に即した演習を実施し、より実践的な能力の強化を図る等、高い職務遂行能力を備えた職員を育成する研修となるよう、研修内容の一層の充実を図る。また、研修が効果的に実施できるよう研修環境の整備を図る。

ロ 研究員の研修への参画

研究員がその研究成果を活かしつつ、研修に積極的に参画する。

ハ 研修に対する要望の把握

労働行政機関における職員の研修ニーズに的確に対応するため、研修生の送り出し側の研修に対する要望を的確に把握、分析し、研修内容に反映させる。

(2) 研修と研究の連携

研究員が研修に参画するなど研修の場を通じて、また、研修生に対するニーズや問題意識等に関するアンケート調査の実施等を通じて、労働行政の現場で生じている問題や第一線の労働行政機関の担当者の問題意識を吸い上げ、研究に活かす。

特に、職業指導等に関する研究など第一線の業務に密接に関連する分野の研究については、研修の実施に積極的に参画しつ

公表するものとする。

「見直し内容」

第1 事務及び事業の見直し 6 労働行政担当職員に対す る研修の実施

中央・地方で実施する研修の役割分担を見直し、労働大学校で実施する研修を重点化するとともに、新たな行政ニーズに迅速・的確に対応した研修コース・科目を設定することなどにより、円滑な労働行政の推進に貢献する研修を実施するものとする。

中期目標(旧) 中期目標(新) 中期計画(旧) 見直し内容 つ、研究を実施する。 つ、研究を実施する。 なお、労働大学校の国への移管後も、機 構が実施する労働政策に関する調査研究 と労働大学校で実施する研修との相乗効 果を維持するための取組を実施する。 「見直し内容」 (3) 上記(1)、(2) を通じ、研修生に対す (3) 研修効果の測定 第1 事務及び事業の見直し 研修生に対するアンケート調査に加え、 るアンケート調査により、毎年度平均85% 6 労働行政担当職員に対す 以上の者から有意義だったとの評価を得 研修終了一定期間後における所属長に対 る研修の実施 する事後調査を新たな評価制度として導 る。 (中略) 入し、その結果を研修内容等に適切に反映 研修効果を適切に把握す させることで、行政ニーズに迅速・的確に るため、これまでの研修終 対応した質の高い研修を実施する。 了時における研修生による 研修生に対するアンケート調査により、 評価に加え、研修終了後一 毎年度平均 85%以上の者から有意義だっ 定期間経過後における当該 たとの評価を得る。 研修生の上司等による評価 所属長に対する事後調査により、毎年度 を新たに導入するものとす 平均 85%以上の者から役立っているとの る。 評価を得る。 6 その他の事業 6 その他の事業 労働政策研究等の事業成果の蓄積を基礎にし 労働政策に関する調査研究等の事業成果の蓄 て、広く労使実務家等を対象とした教育講座事 積を基礎にして、広く労使実務家等を対象とし 業を適正な対価を得て実施する。 た教育講座事業を適正な対価を得て実施する。 第4 財務内容の改善に関する事項 第4 財務内容の改善に関する事項 第3 予算、収支計画及び資金計画 第3 予算、収支計画及び資金計画 「見直し内容」 通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善 通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善 予算、収支計画及び資金計画は、別紙2から 予算、収支計画及び資金計画は、別紙2から 第3 業務全般に関する見直 に関する事項は、次のとおりとする。 に関する事項は、次のとおりとする。 別紙4のとおり。 別紙4のとおり。 ・ 「第2 業務運営の効率化に関する事項」で ・ 「第2 業務運営の効率化に関する事項」で なお、毎年の運営費交付金額の算定について 2 毎年の運営費交付金額の は、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意 定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成 定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成 算定については、運営費交 し、当該予算による運営を行うこと。 し、当該予算による運営を行うこと。 した上で、一層厳格に行う。 付金債務残高の発生状況に 毎年の運営費交付金額の算定については、 も留意した上で、一層厳格 運営費交付金債務残高の発生状況にも留意し に行うものとする。 た上で、一層厳格に行うこと。 労働政策研究等の成果の普及に係る事業等 中期目標期間中の自己収入の拡大に係る目 における適正な対価の徴収等、運営費交付金 標を設定し、出版物等の成果物の販売促進等 により自己収入の拡大を図ること。 以外の収入(自己収入)の確保に努めること。 ・ 決算情報、セグメント情報の公表の充実等 を図ること。 機構が策定した「随意契約見直し計画」に 基づき、一般競争入札等の積極的な実施等、 引き続き公平かつ適切な契約を実施するとと もに、労働大学校の施設の管理・運営業務を 民間競争入札の対象とすること。 ・ 機構が保有する会議室等について、土地・ 建物等の効率的な活用を促進し、自己収入の 増加を図る等の観点から、見直しを行うこと。

中期目標(旧) 中期目標(新) 見直し内容 中期計画(旧) 第4 短期借入金の限度額 第4 短期借入金の限度額 1 限度額 300 百万円 1 限度額 300 百万円 2 想定される理由 2 想定される理由

- (1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資 金不足に対応するため。
- (2)予定外の退職者の発生に伴う退職手当の (2)予定外の退職者の発生に伴う退職手当の 支給等、偶発的な出費に対応するため。

第5 剰余金の使途

- 1 プロジェクト研究等労働政策研究の内容の 充実。
- 2 研修事業の内容の充実。

第6 その他業務運営に関する重要事項

- 1 職員研修の強化等により、内部統制の徹底を 図る。
- 2 決算情報、セグメント情報の公表の充実等を 図る。

- 3 機構が策定した「随意契約見直し計画」に基 づき、一般競争入札等の積極的な実施等、引き 続き公平かつ適切な契約を実施するとともに、 労働大学校の施設の管理・運営業務を民間競争 入札の対象とする。
- 4 機構が保有する会議室等について、土地・建 物等の効率的な活用を促進し、自己収入の増加 を図る等の観点から、見直しを行う。

第7 人事に関する計画

(1) 方針

イ 優秀な人材を幅広く登用するため、研究員 については、任期付任用、非常勤としての任 用を積極的に活用する。

- (1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資 金不足に対応するため。
 - 支給等、偶発的な出費に対応するため。

第5 剰余金の使途

- 1 プロジェクト研究等労働政策研究の内容の 充実。
- 2 研修事業の内容の充実。

第6 その他業務運営に関する重要事項

(「第1 1 組織規律の強化」の中で記載)

1 情報開示の徹底

機構に対する国民からの信頼を確保するとい う観点から、ホームページ等において、労働政 策研究等について、取り上げるテーマや機構が 行う必然性、その費用等を対外的に分かりやす く説明する。また、決算情報、セグメント情報 の公表の充実等を図る。

(「第1 3 経費の節減」の中で記載)

2 保有資産の見直し

保有する資産について、資産の利用度のほか、 本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性 の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観 点に沿って、その保有の必要性について不断の 見直しを行い、保有し続ける必要があるか厳し く検証する。なお、不要と認められるものがあ れば速やかに国庫納付する。

第7 人事に関する計画

1 方針

(1)優秀な人材を幅広く登用するため、研究 員については、任期付任用、非常勤として の任用を積極的に活用する。

中期目標(旧)	中期目標(新)	中期計画(旧)	中期計画(新)	見直し内容
		<u>ロ</u> 業績評価制度を含む人事 <u>制度を研究員及び</u> 事務職員を対象として実施し、必要な改善を 図る。	(2) 業績評価制度を含む人事 <u>評価制度の運用</u> により、職員の努力とその成果を適正に評 価する。	「見直し内容」
		<u>介</u>質の高い労働政策研究等を実施するために 行う事務及び事業の重点化並びに業務運営の 効率化及び定型業務の外部委託の推進等により、事務職員及び研究員の数の削減を図る。	(3)調査員の位置付けを改めて検証し、必要性の乏しい業務は廃止するとともに、外部委託や非常勤職員を最大限活用した徹底的な業務の見直しを行い、調査員の担う業務は真に必要なものに厳選し、併せて要員についても適正規模に縮減する。	5 調査員の在り方の見直し 調査員が行う業務につい ては、その意義を一層明確
		<u>ニ</u> 職員の専門的な資質の向上を図る。	(4)研修等の充実に努め、職員の専門的な資質の向上を図る。	
		<u>(2)</u> 人員の指標 期末の常勤職員数 <u>を 115 人</u> とする。	2 人員の指標 期末の常勤職員数 <u>について第2期末の常勤職</u> 員数(労働大学校が国へ移管された場合は、労 働大学校に係る常勤職員数を除く)を上限とす る。	
		(参考)平成 <u>18</u> 年度末の常勤職員数 <u>134</u> 人	(参考)平成 <u>23</u> 年度末の常勤職員数 <u>114</u> 人	
		第8 施設・設備に関する計画 独立行政法人労働政策研究・研修機構の業務 の確実かつ円滑な遂行を図るため、施設の老朽 化等を勘案し、計画的な改修、更新等を進める。	第8 施設・設備に関する計画 独立行政法人労働政策研究・研修機構の業務 の確実かつ円滑な遂行を図るため、施設の老朽 化等を勘案し、計画的な改修、更新等を進める。	
(別紙) 【プロジェクト研究テーマ】 ① 人口減少下における全員参加型社会の在り方についての調査研究	(別紙) 【プロジェクト研究テーマ】 ① <u>非正規労働者施策等戦略的労働・雇用政策のあり方に関する調査研究</u>	(別紙1~4) (略)	(別紙1~4) (略)	
② 雇用・失業の地域構造の変革要因に関する研究	② 我が国を取り巻く経済・社会環境の変化に応じた雇用・労働のあり方についての調査研究			
③ 多様な働き方への対応、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた就業環境の整備の在り方に関する調査研究	③ 経済・社会の変化に応じた職業能力開発システムのあり方についての調査研究			
④ 労働関係が個別化する中での安定した労使関係 を構築するための総合的な研究	④ 生涯にわたるキャリア形成支援と就職促進に関 する調査研究			
⑤ 新たな経済社会における能力開発・キャリア形成支援の在り方に関する研究	⑤ 企業の雇用システム・人事戦略と雇用ルールの 整備等を通じた雇用の質の向上、ディーセント・ ワークの実現についての調査研究			
⑥ 労働市場における需給調整機能・キャリア支援 機能の強化に関する研究開発	⑥ 労使関係を中心とした労働条件決定システムに 関する調査研究			

独立行政法人労働政策研究	工工/女子级士生 华		ᆎᇻᆌ	年 5 年 十 年 日 年	中田引声(安)の以款書
	• 4111111111111111111111111111111111111	乙 期 甲 期 日 煌 •	44.共13年11年1、	弗方别里别日偿	• 中期計画(条)()(地)水

中期]標(旧)	中期目標(新)	中期計画(旧)	中期計画(新)	見直し内容